

## 報告 1

町道吉無田女ノ都線舗裝修繕工事請負契約の変更に係る専決処  
分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、  
議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、  
同条第2項の規定により報告します。

令和6年2月16日

長与町長 吉 田 慎 一

## 専決処分書

令和5年9月7日議会において議決された町道吉無田女ノ都線舗裝修繕工事請負契約について、請負契約の変更を行うので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

### 記

- 1 契約の目的 町道吉無田女ノ都線舗裝修繕工事
- 2 契約金額 「72,802,400円」を  
「77,192,500円」に変更
- 3 契約の相手方 長崎県長崎市三京町2898番地14  
株式会社 長崎日舗  
代表取締役 大橋 修平
- 4 変更の理由 現地精査の結果、路面損傷調査時より、舗装の損傷範囲が広がっていたことから施工範囲を変更したことにより増額となった。

令和6年2月 5日

長与町長 吉田 慎

